

困ったなあに答えます！

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

離婚した夫に息子を会わせたくありません。

別れた夫のことでご相談です。6年前に離婚し、当時3歳だった息子は私が引き取りました。協議離婚の際に決めた養育費は以後きちんと払ってくれていて、月1回と決めた面会交流も大体守ってきました。女性問題で別れた夫ですが、子供のことは好きで、子供も懐いていました。そこはやはり父と息子なのだと思っています。

3年前、職場で知り合った男性と再婚しました。とても誠実な人で、子供が懐いたのが再婚を決めた最大の理由でした。彼は結婚と同時に息子を養子にしてくれ、2年前に次男が生まれました。長男はもう弟にぞつこになりました。

さて、前夫は女性問題があつたのに、相談者と離婚後、再婚していないのですね。普通、男性は女性と違つて、新しい家庭が出来て子供が出来れば、離れた子供のことは忘れてしまい、養育費の支払いもしなくなるので、その手のトラブルが多い中、珍しいご相談かもしれません。

親権者となつた配偶者（普通は妻）が再婚しても、子供が新しい夫と養子縁組をしても、実父の面会交流権は親の権利なのでなくなりません。養育費も子供の権利なので受け取つてよいのですが、たいていの女性は再婚後は受け取らず、その代わりに面会交流権もなしで、新しい家庭に専念しているのが実情だと思います。ただ、養育費と面会交流権は連動しないので、夫に親権を渡した

んで、親の私たちがあきれるほど可愛がってくれます。再婚時、前夫にはもう養育費は振り込まなくてよいと伝えました。でも日々は振り込みがあり、2～3ヶ月に一度でいいから息子に会いたいと言つてきました。夫に、それって嫌だよねと尋ねると少し黙つて、でも気持ちは分かるよ、自分だつてもし私と別れても息子には会いたいよと言うのです。優しい夫に

甘える形で、再婚後も日々は会わせていましたが、長男が困つてゐるらしいのが分かるようになります。「僕に別の父親がいることは弟に絶対に知られたくない」と言うのです。前夫から今回、面会交流の調停を申し立てられました。どうやつて諦めもらえばよいのか悩んでいます。

それで会わせないでいると、前夫から今回、面会交流の調停を申し立てられました。どうやつて諦めもらえばよいのか悩んでいます。



息子さんの本当の意向を聞けば前夫も納得すると思います。

面会交流権はかつて面接交渉権と言つていたもので、別れた夫婦間で最も争いが先鋭化するものだと言われています。頻度と場所、会わせ方その他、こまごました取り決めをしなければなりません。

さて、前夫は女性問題があつたのに、相談者と離婚後、再婚していないのですね。普通、男性は女性と違つて、新しい家庭が出来て子供が出来れば、離れた子供のことは忘れてしまい、養育費の支払いもしなくなるので、その手のトラブルが多い中、珍しいご相談かもしれません。

親権者となつた配偶者（普通は妻）が再婚しても、子供が新しい夫と養子縁組をしても、実父の面会交流権は親の権利なのでなくなりません。養育費も子供の権利なので受け取つてよいのですが、たいていの女性は再婚後は受け取らず、その代わりに面会交流権もなしで、新しい家庭に専念しているのが実情だと思います。ただ、養育費と面会交流権は連動しないので、夫に親権を渡した